令和８年度　　社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名	社会福祉法人　飾東福祉会(法人番号6140005013416)
監査実施日	令和8年7月10日
文書による指摘事項の有無	有

文書による指摘内容	改善状況
1　計算関係書類（計算書類及びその付属明細書）の承認について 令和７年度決算における計算関係書類について、それぞれ次のとおり理事会及び評議員会の承認を受けていないものがあった。次回以降、漏れなく理事会及び評議員会の承認を受けること。また、令和７年度計算関係書類についても、承認漏れの計算関係書類を理事会及び評議員会に報告の上、主たる事務所に備え置くこと。 （理事会の承認漏れ） ・第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式 ・附属明細書一式（別紙３（⑩）、別紙３（⑪）を除く） （評議員会の承認漏れ） ・第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式	一部改善済
2　役員等短期借入金について 役員等短期借入金として計上されていた理事長からの借入金について、金銭消費貸借契約書が作成されておらず、取引の事実関係を確認できなかった。既に返済は完了しているとのことだが、過去の取引事実（借入日、借入額、金利、返済完了日等）を明確にするため、理事長との間で「金銭消費貸借に関する確認書」等を、作成日を明記した上で、作成・保管すること。	改善済
3　建設仮勘定について 園舎改築に係る基本設計の支出について、貸借対照表の「建設仮勘定」に計上していたが、令和７年度決算において、これを全額事業活動計算書の「雑損失」として計上（以下「費用化」という。）している。建設仮勘定の費用化は、通常、対象となる改築計画の中止等に伴い、当該設計書を利用する見込みがなくなった場合に行うものである。しかし、法人へのヒアリングによると、今回の処理は未払いであった基本設計の支払いを精算するための処理に伴うものであり、改築の際には作成済みの基本設計を用いる予定であるとのことだった。したがって、現時点で計画が有効であり、基本設計を用いる予定であるならば、令和７年度決算における建設仮勘定の費用化処理は誤りである。ついては、令和８年度決算において適切な修正処理（貸借対照表「建設仮勘定」の再計上及び事業活動計算書「過年度修正益」等の計上）を行うとともに、当該修正の経緯について計算書類の注記に適切に記載すること。	改善予定
4　資産総額の登記について 監査実施時において、資産総額の登記が確認できなかった。資産総額変更登記は、毎事業年度末日から３月以内に登記を完了すること。 なお、本件については令和６年度、令和７年度に引き続き３回目の指摘となるため、指摘事項を厳格に遵守すること。	改善予定